

# 早めの贈与が決め手！

小冊子

## 中小企業経営者のための

# 新・贈与税制度の活用&相続対策

【著】 税理士 追中徳久

2色刷り

B5判・40頁 10部～49部の注文：1冊500円(10%税込)  
50部～299部の注文：1冊400円(10%税込)  
300部以上の注文：1冊300円(10%税込)

※ご注文最低部数→10部 ※50部未満のご注文の場合、送料850円を別途承ります。

※送料は2024年1月時点の料金です。

## 令和6年4月施行の相続登記義務化にも対応！

### 本書の特色

- 令和6年1月施行の改正相続税法による課税強化&贈与税の非課税枠拡大により、相続税対策に効果的なのは“早めの贈与”。
- 令和6年4月施行の相続登記義務化により、もめない相続対策が決め手。効果的な生前贈与に必要な民法の知識を得ることができる。

#### 内容見本

### 中小企業経営者のための 新・贈与税制度の活用 & 相続対策

～相続登記義務化対応

税理士 追中 徳久 [著]



きょうせい

#### 3 知っておきたい相続登記の義務化

相続した不動産の登記については手続期限がありませんでした。そのため相続が発生しても、名義変更されずに放置されている不動産が相当ありました。そこで、令和6年4月1日から名義変更が義務化されました。

#### (1) 相続した不動産の取扱いの見直し

① 相続により所有権を取得した不動産の3年内の相続登記が義務化されました。過去に相続した不動産も同様に令和6年4月1日から3年内に相続登記が必要です。申請を怠ると10万円以下の罰則となります。また、登記名義人の法定相続人であることを単独で申請できる相続人申告登記制度という簡易な手続きが新設されました（ともに令和6年4月1日施行）。

② 相続した土地の図面へ帰属させる制度が新設されました。建物がなく担保権や土地汚染がないことや10年分の負担金が必要です（令和5年4月27日施行）。

#### (2) 相続した不動産の登記の義務化

登記が放棄された原因として、名義変更に必要な書類が多いことがあります。高額な不動産ですから、「誰から」「誰に」「どのように」相続させるのかを、遺言書または遺産分割協議書で証明することが必要です。さらに、法務局への手数料がかかることがあります。

たとえば、誰に不動産を相続させるかを遺産分割協議により決めた場合に必要となる書類は以下の通りです。

名義変更に必要な書類		入手先
1. 遺嘱申請書	どの不動産？	○法務局HP (法定相続人で作成)
2. 遺産分割協議書	誰から	亡くなった方の本籍地の 市町村役場
3. 亡くなった方の出生から死までの 戸籍謄本		亡くなった方の最後の住所地の 市町村役場
4. 亡くなった方の本籍地の戸籍謄本	誰に	亡くなった方の本籍地の市町村役場
5. 遺在分協議の当事者である 相続人の本籍地の戸籍謄本		相続人の本籍地の市町村役場
6. 相続人の住所の戸籍謄本		相続人の住所地の 市町村役場
7. 不動産を相続することになった 相続人の戸籍謄本	手数料の算出	不動産所在地の市町村役場
8. 固定資産評価額證明(3)		(※)固定資産評価額の4%を登記料として法務局へ手数料として支払います(一部減税措置がある場合があります)。

上記書類をもとに法務局で「法定相続情報一覧表」を作成しておけば、金融機関での名義変更などの手続きが楽になります。

また、法務局への手数料に関して必要な書類が「固定資産評価額證明書」です。

これらの書類を、相続した不動産を管轄する法務局へ提出することになります。

なまに令和6年3月1日から、戸籍謄本の取得せは最寄りの市町村窓口でできるようになります。対象は、本人、配偶者、祖父母、子孫や兄弟姉妹は対象外です。窓口での本人による取得に規定され、郵送や代理人による取得はできません。

登記しないといふと不動産を相続する人のものと主張することできず、売却することできません。また、新たな相続が発生すれば相続人がさらに増え、より多くの書類が必要になります。これからは、忘れないように、相続した不動産について名義の変更を行ってください。祖父母や父母の相続時に相続登記をしなかったため、戸籍の収集や相続人の同意のとりまとめで苦労している相続人が多くいらっしゃいます。

なまに登記手続きなどは法務局の窓口で相続登記がよく掲載されています。

それでも祖父母などの代で相続登記が放置されていた場合はご自身で手に見えないと思います。難しいとしたら、登記の専門家である司法書士にご依頼してください。税金の専門家である税理士や紛争解決の専門家である弁護士ではありません。

ぎょうせい

※一部、実際とは、内容が異なる場合があります。

## 目 次

- I 経営者に本当に知っていたいただきたいのは**
- II 知っておきたい相続・贈与の民法知識**
- III 知っておきたい相続登記の義務化**
- IV 新しい贈与税制度の仕組み**
  - 1 新しい相続時精算課税制度
  - 2 新しい暦年贈与制度
  - 3 生前贈与は必要ですか？
  - 4 暦年贈与制度と相続時精算課税制度の組み合わせは？

- 5 その他贈与の注意点**
- 6 事業承継税制を使っていますか？**

- V ケーススタディ**
  - 1 毎年110万円の贈与をしている相続財産1億円の場合
  - 2 高層マンション居住の相続財産3億円の場合
  - 3 高齢者&相続財産5億円の場合
- VI 経営者が活用したい相続・贈与対策**
- VII 生前贈与の計画的実行方法**

### 商品に関するご照会・お申し込みは

フリーコール（通話料無料）

TEL: 0120-953-431

電話受付時間：平日9時から17時

URL: <https://shop.gyosei.jp>

FAX: 0120-953-495



### 【お支払方法】

・お支払方法は、銀行振込、郵便払込み、コンビニ払い、LINE Payほか各種ウォレットサービスからお選びいただけます。

・商品と同送あるいは別送する請求書記載の支払期日までにお支払ください。

### 【商品のお届け時期等】

・ご注文を承ってから、通常5営業日以内に発送します。

・乱丁・落丁や破損がある場合、送料弊社負担にてお取り替えいたします。

お客様のご都合で返品される場合は、送料ご負担の上、商品到着後8日以内にお願いします。



### ■個人情報の取扱いについて

【利用目的】 ご注文に関するお客様への連絡、配送、代金の請求及びメール等による商品の案内に利用させていただきます。

【第三者提供】 お預かりした個人情報の第三者への提供はありません。

【委託】 利用目的の範囲内で業務を行うために、個人情報の取扱いを委託する場合があります。

【個人情報提供の任意性】 個人情報の提供はお客様の任意となります。商品のお届けなどに誤りが生じないよう、正確にご記入願います。

【開示等の求めに応じる手続】 利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去等をお求めの際は、次の窓口にお問い合わせください。

【個人情報相談窓口】 株式会社ぎょうせい 個人情報相談窓口 電話03-6892-6562 受付時間 平日9時～17時

【個人情報保護管理者】 情報管理担当執行役員

### キリトリ線

上記「個人情報の取扱いについて」に同意し、下記図書を申し込みます。

年 月 日

## 中小企業経営者のための 新・贈与税制度の活用&相続対策

B5判・40頁 10部～49部の注文：1冊500円(10%税込)  
50部～299部の注文：1冊400円(10%税込)  
300部以上の注文：1冊300円(10%税込)

ご注文最低部数：10部  
(50部未満のご注文の場合、送料850円を別途承ります。)  
コード 5108942-00-000 新贈与活用

部

### 申込書

お届け先 ご 住 所	〒  都道 府県		
(フリガナ) お 名 前	(ご担当部署名:  ご担当者名: )		
TEL	- - -	e-mail	@
お得意様No.	(ご存知の場合はご記入ください) □□ - □□□□□□□□	支払費	<input type="checkbox"/> 団体費 <input type="checkbox"/> 私費

※送料は2024年1月時点の料金です。



株式会社ぎょうせい

フリーコール

TEL: 0120-953-431 [平日9~17時] FAX: 0120-953-495

<https://shop.gyosei.jp>

〒136-8575 東京都江東区新木場1-18-11

●取扱者